小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模な法人を含め、地域の様々な福祉サービス提供機関が連携し、地域貢献のための取組が促進されるよう、その環境整備を図ることを通じて、地域における福祉サービスの充実とともに、重層的な支援体制の構築を図ることを目的に、そのことに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 補助の対象者、補助の対象となる事業、補助対象経費は次の表のとおりとする。

(1)補助の対象者	島根県内に主たる事務所を置く、社会福祉法人を含む複数の小規模法
	人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」(以下「PF」という。)
	の代表である法人。
	ただし、PFには1以上の社会福祉法人が参画していなければならな
	٧٠°
	(ア) 中核市である松江市に主たる事務所を置くPF代表法人が松江市
	内のみを対象地域として事業を実施する場合、補助対象外とする。
	(イ) ただし①松江市以外の地域を含め事業実施する場合は補助対象と
	する。②松江市以外の小規模法人等がその活動地域と松江市の地域を含
	めた事業実施に向け、松江市内の小規模法人等と連携し、PFを設置・
	事業実施する場合などは、補助対象とする。
	(ウ) 別表1 (5) に取り組む場合には、島根県内に主たる事務所を置
	く法人で、2以上の法人が参画したグループであり、かつ、参画する法
	人の過半数が社会福祉法人であることを条件とする。この場合、上記
	(ア)、(イ) によらず、松江市内のみを対象地域として、事業実施する
	場合も対象とする。
(2)補助の対象となる	別表1に掲げる取組を実施する事業。
事業	ただし、過去に同一のPFにおいて本補助金を受けている場合(令和
	2年度までに島根県より小規模法人のネットワーク化による協働推進
	事業業務委託を受けた事業を含む)は対象としない。
	補助の実施期間については、試行及び実践に必要な期間として原則2
	か年までに限ること。
	なお、別表1の(5)の事業を実施する場合、社会福祉連携推進法人
	の立ち上げ後は、会費等で運営されることとなるため、別表 $(1)\sim(4)$
	は事業対象外とする。
(3)補助対象経費	報酬、共済費、旅費、報償費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、
	食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料)、会議費、使用料、賃借料、役務費

(雑役務費、通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)

(欠格要件)

- 第3条 PFに参画する法人等が次に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。
 - (1) PFに参画する法人等の代表又は構成員が、暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある場合。
 - (2) PFに参画する法人等の代表又は構成員が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者である場合。

(補助額の算定方法等)

第4条 補助基準額は1PFあたりの参画法人が5法人以下の場合は150万円、それ以外の場合は200万円とする。

ただし、第2条「(2)補助の対象となる事業」の実施に係る経費のうち、「(3)補助対象経費」欄に定める経費の合計が上記金額を下回った場合、その額を補助基準額とする。

2 別表 1 の (4) に掲げる取組を実施する場合は、1 P F につき 1 回に限り、前項で算定した基準額に 3 2 0 万円を加算することができる。

ただし、当該取組の実施に係る経費のうち、第2条「(3)補助対象経費」欄に定める経費の合計が320万円を下回った場合、その額を加算額とする。

3 別表 1 の (5) に掲げる取り組みを実施する場合は、1 グループにつき 1 回に限り、補助基準額は 1 グループあたり 1 0 0 万円とする。

ただし、当該取組の実施に係る経費のうち、第2条「(3)補助対象経費」欄に定める経費の合計が100万円を下回った場合、その額を補助基準額とする。

4 別表 1 の (6) に掲げる取り組みを実施する場合は、1 P F につき 1 回に限り、第 1 項で算定した基準額に 2 0 0 万円を加算することができる。

ただし、当該取組の実施に係る経費のうち、第2条「(3)補助対象経費」欄に定める経費の合計が200万円を下回った場合、その額を補助基準額とする。

- 5 第1項から第4項までの規定により算定した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した 額を比較して、少ない方の額を交付額とする。
- 6 前項の規定により算定した交付額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)により申請する。

(補助金の交付の条件)

第6条 知事は、規則第6条の規定により、次に掲げる条件を付する。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (2) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国、 県又は市町村の負担金又は補助金を受けてはならない。

(補助事業の変更等の承認申請等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第9条第1項第2号及び 第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、「小規模法人のネットワーク化による協働 推進事業費補助金事業変更(中止、廃止)承認申請書」(様式第2号)を知事に提出しなければならな い。

ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。

(実績報告)

- 第8条 補助事業者が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、「小規模法人のネットワーク化 による協働推進事業費補助金実績報告書」(様式第3号)とする。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又 は補助金の交付を決定した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければなら ない。
- 3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、第1項に規定する実 績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明ら かな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載し た書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の支払)

- 第9条 補助事業者は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めると きは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める日までに「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金概算(精算)払請求書」(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び仕入控除税額報告書(様式第5号)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の 返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 目

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(別表1)

(1) 法人間連携プラットフォームの設置に係る事業

島根県内に主たる事務所を置く、社会福祉法人を含む複数の小規模法人 (※1)等が参画する「法人間連携プラットフォーム」(以下「PF」と いう。)を設置し、PFに参画する法人(以下「参画法人」という。※2) の間で、地域課題に関する討議を行うとともに、以下の(2)から(4)、 に掲げる取組内容の企画、当該取組に係る実施方法の検討、取組状況の検 証等を行う。

- ※1 ここでいう小規模法人とは、1の法人において1の施設又は事業所のみを運営している法人を指す。PFには可能な限りこうした法人を参画させなければならないが、本事業の実施に必要である場合には、これに該当しない法人を参画させることもできる。
- ※2 参画法人については、社会福祉法人に限らず、営利法人や公益法人などの法人の種別や法人格の有無は問わない。また本事業の実施に必要である場合には、介護福祉施設等の人材養成機関や保健医療機関など、福祉サービス事業者以外の者を参画させることができる。

(2) PF参画法人の 連携による地域貢献の ための協働事業の立ち 上げに係る事業

参画法人が保有する資産及び人員・設備を活用しつつ、各法人の強みを活かしながら、(1)において共有された地域課題の解決を図るため、次に掲げるような地域貢献のための取組を立ち上げ、試行する。

- ア 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談 支援拠点の設置
- イ 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その他孤立死 防止のための事業
- ウ 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽 度日常生活支援
- エ 高齢者や障がい者、子ども、地域住民等の共生の場づくり
- オ 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け
- カ 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な 相談支援
- キ 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援
- ク 地域課題を踏まえた障がい者等の職場づくり
- ケ 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援
- コ 高齢者や障がい者等に対する権利擁護支援
- サ 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等

(3) PF参画法人等 の連携による福祉・介 護人材の確保・定着の ための取組の推進に係 る事業

- (2)の事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないようにするとともに、小規模法人等における経営労務管理体制の底上げを図る観点から、次に掲げるような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を推進する。なお、(2)の事業の実施等がない場合は、本項の事業は補助対象としない。
- ア 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施
- イ 人事交流の推進
- ウ 新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催
- エ 適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言
- オ 食事提供の一体実施などサービス提供・事務処理体制の効率化のための取組
- カ 共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する専門家からの助言
- キ 合同福利厚生事業の実施 等

(4) PF参画法人等 の事務処理部門の集 約・共同化の推進に係 る事業

参画法人の経営労務管理体制の効率化を図る観点から、報酬請求や職員採用、資材の購入等の事務を共同で処理するための別法人(※3)を立ち上げ、当該法人に参画法人がこれらの事務を委託することなどを通じて、事務処理部門の集約・共同化のための取組を推進する。

なお本事業については、小規模法人のネットワーク化による協働推進 事業費補助金交付要綱第2条の定めに関わらず、事業実施初年度にPF を立ち上げ、次年度に「事務を共同で処理するための別法人」を立ち上 げる等、2か年度に亘って実施することを認める。

※3 ここでいう「事務を共同で処理するための別法人」とは、法人格は問わないものであり、本取組の実施に当たっては、別法人を立ち上げるための準備に係る取組等も含むものとする。(ただし、社会福祉連携推進法人を除く。)

(5) 社会福祉連携推 進法人の設立支援事業

社会福祉連携推進法人の設立が見込まれるグループが円滑に法人の設立を行うため、設立前に法人間で行う設立準備会や参加予定法人の合同研修会の開催、社会福祉連携推進業務の実施に向けたリサーチ経費等の設立に必要な経費について補助する。

なお、認定所轄庁となる自治体と必要な情報又は資料の提供その他必要な協力を求める等、十分な連携を図って事業を実施すること。

※社会福祉連携推進法人の設立が見込まれるグループとは、認定所轄庁へ認定手続きの相談を行うなど、適宜連携を図り、申請年度中に社会福祉連携推進法人の設立まで至ることを想定しているグループ。ただし、既存の PF により本事業の申請を行うことを妨げるものではない。

(6) I C T 技術の導 入支援事業

- (1)から(3)までの事業の実施等について、効果的・効率的に行うため、次に掲げるような新たにICT技術を活用して行う取組を推進する。なお、本事業について、(4)の事業と併せて効率的に行うことも妨げない。
- ア 地域住民等のためのSNS等を活用した相談支援の仕組みづくり
- イ 単身高齢者に対する見守り等のための参画法人間のオンラインネットワークの仕組みづくり
- ウ オンラインによる地域住民等の共生の場づくり
- エ オンラインによる参画法人の職員合同研修の実施
- オ 労務管理システムの共同調達
- カ 参画法人における I C T 技術の導入方法や活用方法に係る合同研修 等